

割安な掛金
大きな補償

なごや 市民火災共済

②補償範囲について
①火災共済について



③加入手続・契約限度額について
④共済金の支払事例と費用共済金について

名古屋市民火災共済生活協同組合

1 なごや市民火災共済は

消費生活協同組合法に基づいて設立された認可共済であり、営利を目的としない団体です。名古屋市内16区に連絡所をおき、組合員の皆様の生活に密着した助け合いの精神で事業を行っていますので、安心してご加入いただけます。

加入できる方

愛知県内にお住まいの方、もしくはお勤めの方

契約の対象となるもの

■所有し居住する建物又は所有し居住用に貸す建物

- 電気・ガス設備及び冷暖房設備等建物の付属設備
- 門・塀・垣等付属工作物
- 物置・納屋等付属建物

■居住する建物内に収容されている動産

有価証券、貴金属、美術品、自動車等は除きます。

※動産とは…家財、商品、原材料、業務用機械器具等をいいます。

共済期間

申込みをされた翌日の正午から1年間

火災等共済金について

共済目的(建物・動産)に損害が生じた時は、損害の状況に応じ、当組合の定める規約等によりお支払いします。

建物の構造区分

■耐火構造

- 下記のいずれかに該当する建物

ア)建物の主要構造物のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組及び外壁のすべてが不燃材で造られたもの(鉄筋コンクリート造の住宅、マンション等)

イ)外壁のすべてがコンクリート造(ALC造を含む)、コンクリートブロック造、レンガ造又は石造の建物

■木造

- 上記以外の建物

その他

■口座振替制度

金融機関の口座から共済掛金を振替えることができます。

■剰余金の割戻し

剰余金が生じた場合は、その事業年度末現在の共済契約者に、利用分量に応じて割戻しを行います。

ただし割戻し金は出資金に振替え、脱退時に払い戻します。

建物の用途

専用住宅

住居のみに使用している建物

併用住宅

店舗付住宅・事務所付住宅など

共同住宅

マンション・アパート



対象物件

自家

自分の家にお住まいの方

建物・動産にご契約いただけます。建物のみ・動産のみのご契約もできます。

貸家

大家さんとして住居を貸している方

建物にご契約いただけます。

借家

住居を借りている方

動産にご契約いただけます。

こんな災害からあなたの大切な財産を守ります。

火災等により損害があった時は、速やかに消防署内連絡所、または組合事務局へご連絡下さい。
必要な調査を行い、できるだけ早く共済金をお支払いいたします。

火災

消防又は避難に必要な処置を含む損害



火災等共済金の支払い対象となる事故

破裂・爆発

気体又は薬品等の急激な膨張による損害



航空機の墜落

航空機の墜落及び部品等の落下物による損害



自動車の飛び込み

車両又はその積載物の衝突又は接触による損害（共済契約者等による損害は除きます。）



水漏れ

同一建物の他人の居室からの漏水、放水や給排水設備に生じた突発的な事故に伴う漏水、放水による水濡れ損害



落雷

落雷による衝撃損害及び送電線への落雷による電気機器への波及損害



盗難

強盗又は窃盗に伴うき損又は汚損



自然災害見舞金

地震・風水害等の自然災害は「震災及び風水害等見舞金に関する規則」の定めによりお見舞金をお支払いします。

■震災見舞金

区分	見舞金支給額
全損	共済金額× 5% (1災害について100万円限度)
半損	共済金額× 2.5% (1災害について 25万円限度)

■風水害等見舞金

区分	見舞金支給額
全損	共済金額× 5% (1災害について100万円限度)
半損	共済金額× 2.5% (1災害について 25万円限度)
一部損	共済金額× 1% (1災害について 5万円限度)
床上浸水	共済金額× 1% (1災害について 5万円限度)

共済金の支払事例と費用共済金

4

再取得 価額特約

契約限度額の70%以上ご契約いただきますと、自動的に付帯されます。

火災等によって損害を被った場合、契約金額を限度とし、建物・家財等の新しい、古いに関係なく同程度のものを再築または再取得できる額をお支払いします。

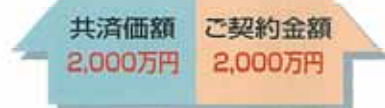
ただし、修復を加え再使用できる場合は、修復に要する額をお支払いします。

ご契約は共済価額(契約限度額)いっぱい！

支払
事例

延べ面積85㎡(26坪)の建物契約の場合

ご契約金額が共済価額の70%以上の場合



お支払共済金 = 損害額

ご契約金額が共済価額の70%未満の場合



お支払共済金 = 契約金額 × $\frac{\text{損害額}}{\text{共済価額} \times 70\%}$

※動産1個又は1組の損害にお支払いする火災等共済金は、100万円が限度となります。

さらに こんな特典が

共済事故に伴う支出に充てるために必要な費用を「費用共済金」としてお支払いします。契約金額を超えてもお支払いします。

費用共済金

臨時費用共済金

共済事故に伴い生活上の臨時の支出に充当する費用
1共済事故あたり100万円又は火災等共済金の10%のいずれか少ない額を限度

残存物取片づけ費用共済金

損害を受けたものの残存物の取片づけに要する費用
1共済事故あたり100万円又は火災等共済金の6%のいずれか少ない額を限度

失火見舞費用共済金

火災、破裂・爆発により第三者の建物又は動産に損害を与え、見舞金等を自己の費用で支払ったとき
1世帯あたり20万円を限度とし、1共済事故あたり50万円又は共済金額の10%のいずれか少ない額を限度

修理費用共済金

借家等に居住する人が火災、破裂・爆発、水漏れにより建物に損害を与え、賃貸借契約に基づいて自己の費用で修理を行ったとき
1共済事故あたり50万円又は共済金額の10%のいずれか少ない額を限度

漏水見舞費用共済金

建物内から発生した不測かつ突発的な漏水等により、第三者の所有する建物又は動産に水漏れ損害を与え、見舞金等を自己の費用で支払ったとき
1世帯あたり20万円を限度とし、1共済事故あたり50万円又は共済金額の10%のいずれか少ない額を限度

加入手続きと 契約限度額・共済掛金(年額)

3

加入の手続き

下記の事項をご確認のうえ、お申し込みの手続きをしてください。

組合出資金

組合員となるために
出資1口以上(1口・
50円)が必要です。
(出資金は脱退の時
にお返しします。)

建物の構造

耐火構造
鉄筋コンクリート造の住宅・マンション等
木造
木造住宅・準耐火構造の住宅等

建物の用途

専用住宅(住居のみに使用している建物)
共同住宅(マンション・アパート)
併用住宅(店舗付住宅・事務所付住宅など)

契約金額の確認

契約は100万円
単位でお願いし
ます。

ご契約できる限
度額は、下記の表
によります。

建物の延べ面積

延べ面積の合計を計算してください。
※1坪は3.3㎡です。
(付属建物の面積は除いてください。)

建物と動産

建物は常時居住、又は居住用に貸す
建物、**動産**はその建物内にある家財
等です。

契約限度額

契約の限度額は次のとおりです。

構造・用途	延べ面積㎡(坪) 以上 未満	契 約 限 度 額		
		建物(万円)	動産(万円)	合計(万円)
耐火構造 専用住宅 共同住宅 併用住宅	132(40)～	3,000	1,000	4,000
	116(35)～132(40)	2,800	1,000	3,800
	99(30)～116(35)	2,500	1,000	3,500
	83(25)～99(30)	2,000	1,000	3,000
	66(20)～83(25)	1,600	1,000	2,600
木造 専用住宅 併用住宅	50(15)～66(20)	1,200	1,000	2,200
	33(10)～50(15)	800	1,000	1,800
	～33(10)	700	1,000	1,700
木造 共同住宅	83(25)～	1,500	500	2,000
	66(20)～83(25)	1,200	500	1,700
	～66(20)	1,000	500	1,500

契約金額

100万円あたりの
年額掛金

共済掛金(年額)

	耐火構造	木造
専用住宅	400円	800円
共同住宅	400円	1,500円
併用住宅	1,500円	2,000円

**併用住宅でも
専用住宅の掛金で!**

業務用火気を使用せず、建物延べ
面積のうち専用住宅部分が50%以
上を占める場合は、専用住宅扱い契
約ができます。

※この場合、商品・原材料・機器器具等は対象となりません。

※他の火災保険等にご加入の場合、その合計が契約限度額を超えて契約されますと、万が一のときに共済金が調整されることがありますので、ご相談ください。

なごや市民火災共済の特長

- 1 簡単な手続きで加入できます。
- 2 割安な掛金で大きな補償が得られます。
- 3 迅速な調査を行い、速やかに共済金をお支払いします。
- 4 剰余金が出た場合は割戻しを行います。
- 5 自然災害には見舞金制度があります。

個人情報の取扱いについて

契約の締結及び維持管理のために取得した個人情報は、当組合の火災共済事業以外の目的では使用いたしません。

お問い合わせ

千種区連絡所（千種消防署内）	☎764-0119
東 区連絡所（東 消防署内）	☎935-0119
北 区連絡所（北 消防署内）	☎981-0119
西 区連絡所（西 消防署内）	☎521-0119
中村区連絡所（中村消防署内）	☎481-0119
中 区連絡所（中 消防署内）	☎231-0119
昭和区連絡所（昭和消防署内）	☎841-0119
瑞穂区連絡所（瑞穂消防署内）	☎852-0119
熱田区連絡所（熱田消防署内）	☎671-0119
中川区連絡所（中川消防署内）	☎363-0119
港 区連絡所（港 消防署内）	☎661-0119
南 区連絡所（南 消防署内）	☎825-0119
守山区連絡所（守山消防署内）	☎791-0119
緑 区連絡所（緑 消防署内）	☎896-0119
名東区連絡所（名東消防署内）	☎703-0119
天白区連絡所（天白消防署内）	☎801-0119



名古屋市民火災共済生活協同組合

名古屋市昭和区御器所通2-16（昭和消防署ビル6階） <http://www.nagoya-kyosai.or.jp/>
☎0120-533-599（9:00～17:00／土・日・祝日は除く） FAX.052-842-7007